

久御山町建設工事の競争入札における取り抜け方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事業者の過大受注による工事品質の低下防止及び受注機会の均等による建設業者の育成を目的に、久御山町が発注する建設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における取り抜け方式の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、取り抜け方式とは、同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札する競争入札において、同一工種かつ同一入札参加資格要件の工事が複数あるときに、落札者を決定する工事の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者となった者の他の工事における入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式をいう。

(適用対象)

第3条 取り抜け方式による競争入札を行う適用対象の工事は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札を行う工事
- (2) 工事種別及び入札参加資格要件が同一である工事

2 適用対象となる工事については、入札公告又は指名通知書等に明示し入札参加者に周知することとする。

(適用の除外)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、落札決定順位が下位の工事において、当該入札方式適用工事数、入札参加見込み業者数及び入札参加業者数等の状況から、取り抜け方式による競争入札を行うと、入札参加者が極めて少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるとき、又は町長が特に必要と認める場合については、取り抜け方式を採用しないことができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。